

法附則第 2 条第 1 号の主務大臣が指定する科目及び 養成所で修得すべき知識及び技能について

1. 法附則第 2 条第 1 号の特例措置（既卒者・在学者）に関する基本的な考え方

- ・ 現在の認定動物看護師試験の受験資格校については、法附則第 2 条第 1 号の特例措置の対象とすべきものであること。（「愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」より抜粋）

2. とりまとめの方向性

- ・ 制度上は、診療の補助及び愛護・適正飼養を除き、愛玩動物看護師の養成に必要な科目（以下、「履修科目」という。）を全て満たすことが求められている。
- ・ これに加え、履修科目は（一財）動物看護師統一認定機構（以下、「機構」という。）が策定した「認定動物看護師統一コアカリキュラム2019」（以下、「認定コアカリ」という。）をベースに検討が行われ、不足分は概ね講習会で補填が可能な範囲であることを踏まえ、認定コアカリ又は同等の内容（例：機構推奨コアカリキュラム[※]）を履修していることを基準としてはどうか。

※機構推奨コアカリキュラム：動物看護学教育標準カリキュラム（大学）及び動物看護師養成モデルコアカリキュラム（専修学校）

- ・ 認定コアカリ策定以前の大学や養成所については、機構が策定した読替え表（資料 2-2）を参考に各大学や養成所のカリキュラムを評価し、個別に判断することとしてはどうか。また、認定コアカリと同等の教育を実施していると判断した年度以降に入学した学生を既卒者・在学者に該当するとして判断してはどうか。

（参考例）

平成20年度開設、平成23年度から認定動物看護師統一コアカリキュラムと同等の内容を実施している場合

- 平成23年度以降の入学者は、附則第 2 条第 1 項（既卒者）の対象
平成22年度以前の入学者は、附則第 3 条第 2 項（現任者）の対象

- ・ 単位数や時間数については、大学や養成所において実施されてきた教育の多様性を尊重する観点から、個々の科目ごとの時間数を要件として定めないこととしてはどうか。また、大学については、法第31条においても単位数を示さないことから、下限を提示しないこととしてはどうか。一方、養成所については、認定コアカリ又は同等の内容について修学したことをより担保するために、動物看護に係る教育の全体の時間数の下限を1,650時間の授業時数としてはどうか。
- ・ この場合、現在の認定動物看護師試験の受験資格校は、認定コアカリ又は機構推奨コアカリキュラムに基づく「動物看護学」を教育する学科あるいはコースを有する専修学校専門課程あるいは大学であることから、法附則第2条第1号の特例措置の対象となる。

(参考) 愛玩動物看護師法附則第2条第1号

(受験資格の特例)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、第31条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 一 次のいずれかに該当する者であって、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から5年を経過する日までに農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したもの
 - イ 施行日前に学校教育法に基づく大学を卒業した者であって、当該大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めたもの
 - ロ 施行日前に学校教育法に基づく大学に入学した者であって、農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて施行日以後に卒業したもの
 - ハ 第二条第二項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、施行日前に当該知識及び技能の修得を終えた者
 - ニ 第二条第二項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、この法律の施行の際現に当該知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行日以後に終えた者
- 二 (略)